

八戸北インター工業団地の環境協定の概要

(協定の名称)

八戸北インター工業団地環境景観形成協定

(形態)

立地企業と八戸市との任意協定

(協定項目)

1. 建築物等に関する基準

- | | |
|-----------|--|
| (1) 形態意匠 | 自然環境・景観との調和を考慮 |
| (2) 建蔽率 | 60% |
| (3) 容積率 | 200% |
| (4) 壁面後退 | ①道路境界線から 4m以上
②その他の境界線から 2m以上 |
| (5) 建築設備 | 自然環境・景観との調和を考慮 |
| (6) し尿浄化槽 | 合併処理浄化槽 |
| (7) 出入口 | 必要最小限の数及び幅員 |
| (8) 門・塀等 | ①構造及び色彩:周囲の景観との調和を考慮
②道路からの後退距離 2m以上
③高さ1.8m以内 |
| (9) 屋外広告物 | ①数及び面積:必要最小限
②構造、色彩及び意匠:建築物と一体化し、周囲の景観を十分考慮 |
| (10) 駐車場等 | 集約化し、周囲を緑化 |

2. 緑化に関する基準

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 緑化率 | 敷地面積の5%以上 |
| (2) 緑化区域 | 道路境界線から2m以上 |
| (3) 緑化方法 | 樹木、芝及び花壇等 |
| (4) 緑化時期 | 建築物等の完成後1年以内 |
| (5) 樹木の植栽 | 市道八戸北インター工業団地2号線沿い緑化区域には樹木を植栽 |

3. その他

- | | |
|----------|--|
| (1) 有効期間 | 本協定の締結の日から10年間で、協定内容の変更等にかかる協議が無い場合は自動的に更新 |
|----------|--|

(配置例)

